

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成24年4月2日

【発行者名】 ユナイテッド・アーバン投資法人

【代表者の役職氏名】 執行役員 田中 康裕

【本店の所在の場所】 東京都港区虎ノ門四丁目3番1号 城山トラストタワー18階

【事務連絡者氏名】 ジャパン・リート・アドバイザーズ株式会社
チーフ・フィナンシャル・オフィサー 夏目 憲一

【連絡場所】 東京都港区虎ノ門四丁目3番1号 城山トラストタワー
18階

【電話番号】 03-5402-3189（代表）

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1【提出理由】

本投資法人の主要な関係法人に以下のとおり異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第1項及び同条第2項第2号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものです。

2【報告内容】

一般事務受託者（投資主名簿等管理人（投資主名簿に係るものに限ります。以下同様です。）及び特別口座管理機関）の異動

これまで本投資法人の一般事務受託者（投資主名簿等管理人及び特別口座管理機関）であった中央三井信託銀行株式会社は、平成24年4月1日付けで、住友信託銀行株式会社を存続会社、中央三井信託銀行株式会社及び中央三井アセット信託銀行株式会社を消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）により解散し、住友信託銀行株式会社が本投資法人の一般事務受託者（投資主名簿等管理人及び特別口座管理機関）の地位を承継しました。

また、住友信託銀行株式会社は、同日付けで商号を「三井住友信託銀行株式会社」に変更しました。

上記に伴い、本投資法人の主要な関係法人に異動が生ずることとなったものです。

なお、本投資法人が委託する投資主名簿の作成及び備置きその他の投資主名簿に関する業務並びに特別口座の管理に関する業務の内容に変更はありません。

1. 当該主要な関係法人でなくなった法人の名称、資本金の額及び関係業務の概要

(1) 主要な関係法人の名称

主要な関係法人でなくなった法人の名称：

中央三井信託銀行株式会社（住所：東京都港区芝三丁目33番1号）（注）

（注）本合併後の本投資法人の一般事務受託者（投資主名簿等管理人及び特別口座管理機関）の名称及び住所は以下のとおりとなります。

法人の名称：三井住友信託銀行株式会社

住所：東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

(2) 資本金の額

中央三井信託銀行株式会社：399,697百万円（平成24年3月末日現在）（注）

（注）本合併後の本投資法人の一般事務受託者（投資主名簿等管理人及び特別口座管理機関）の資本金の額は以下のとおりとなります。

三井住友信託銀行株式会社：342,037百万円（平成24年4月1日現在）

(3) 関係業務の概要

投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号、その後の改正を含みます。）（以下「投信法」といいます。）第117条に定める一般事務（投信法第117条第2号、第3号及び第6号、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号、その後の改正を含みます。）のうち、以下の業務

投資主名簿の作成及び備置きその他の投資主名簿に関する業務

(イ) 投資主名簿の作成、管理及び備置に関する事項

(ロ) 投資主名簿への記録、投資口の質権の登録又はその抹消に関する事項

(ハ) 投資主等の氏名、住所の登録に関する事項

(ニ) 投資主等の提出する届出の受理に関する事項

(ホ) 投資主総会の招集通知、決議通知及びこれらに付随する参考書類等の送付並びに議決権行使書面（又は委任状）の作成等に関する事項

(ヘ) 分配金の計算及びその支払いのための手続きに関する事項

(ト) 分配金支払事務取扱銀行等における支払期間経過後の分配金の確定及びその支払いに関する事項

- (チ) 投資口に関する照会応答、諸証明書の発行に関する事項
- (リ) 委託事務を処理するため使用した本投資法人に帰属する書類及び未達郵便物の整理保管に関する事項
- (ヌ) 募集投資口の発行に関する事項
- (ル) 投資口の併合又は分割に関する事項
- (ヲ) 投資主の権利行使に関する請求その他の投資主からの申出の受付に関する事項
（前各号の事項に関連するものに限る。）
- (ワ) 法令又は投資主名簿等管理人委託契約により本投資法人が必要とする投資口統計資料の作成に関する事項
- (カ) その他振替機関との情報の授受に関する事項
- (ヨ) 前各号に掲げる事項のほか、本投資法人と投資主名簿等管理人が協議の上定める事項

特別口座の管理に関する業務

- (イ) 振替口座簿並びにこれに附属する帳簿の作成・管理及び備置に関する事項
- (ロ) 総投資主報告に関する事項
- (ハ) 新規記載又は記録手続及び抹消手続又は全部抹消手続に関する事項
- (ニ) 株式会社証券保管振替機構（以下「機構」といいます。）からの本投資法人に対する個別投資主通知及び本投資法人の機構に対する情報提供請求に関する事項
- (ホ) 振替口座簿への記載又は記録、質権に係る記載又は記録及び信託の受託者並びに信託財産に係る記載又は記録に関する事項
- (ヘ) 特別口座の開設及び廃止に関する事項
- (ト) 加入者情報及び届出印鑑の登録又はそれらの変更の登録及び加入者情報の機構への届出に関する事項
- (チ) 特別口座の加入者本人のために開設された他の口座への振替手続に関する事項
- (リ) 振替法で定める取得者等による特別口座開設等請求に関する事項
- (ヌ) 加入者からの個別投資主通知の申出に関する事項
- (ル) 加入者または利害関係を有する者からの情報提供請求に関する事項
- (ヲ) 前各号に掲げるもののほか、加入者等（「加入者等」とは、投資主、投資口質権者及びこれらの法定代理人又は以上の者の常任代理人をいいます。以下同じです。）による請求に関する事項
- (ワ) 前各号に掲げるもののほか、加入者等からの加入者等に係る情報及び届出印鑑に関する届出の受理に関する事項
- (カ) 加入者等からの照会に対する応答に関する事項
- (ヨ) 投資口の併合又は分割に関する事項
- (タ) 前各号に掲げる事項のほか、振替制度の運営に関する事項及び本投資法人と特別口座管理機関が協議の上定める事項

2. 当該異動の年月日

平成24年4月1日